

5 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

平成 26 年 6 月の法律改正により、被保険者等が年金記録の訂正を求めることができる制度が創設され、平成 27 年 4 月に施行されました。

これに伴い、地方厚生局に新しく「年金審査課」が設置され、年金記録の訂正請求に関する調査等の業務を行うことになりました。

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、年金審査課は、近畿地方年金記録訂正審議会の判断による答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 27 年度	1,100 件	うち年金記録確認申立書からの切替分 124 件
取下件数	平成 27 年度	591 件	受付後に請求人から取下申出があった件数。
決定件数	平成 27 年度	378 件	決定件数。内訳は下記イのとおり。

イ 決定状況

	訂 正	一部不訂正	不訂正	却 下	計
年 度	平成 27 年度				
国 民 年 金	5 件	4 件	85 件	1 件	95 件
厚生年金保険	117 件	28 件	124 件	0 件	269 件
脱退手当金	1 件	0 件	13 件	0 件	14 件
合 計	123 件	32 件	222 件	1 件	378 件

【参考】

- 「訂正」 ・ ・ 訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めるもの
「一部不訂正」 ・ ・ 訂正請求期間のうち一部の期間について、訂正する必要を認めないもの
「不訂正」 ・ ・ 訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めないもの

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成 27 年 4 月 10 日、地方厚生局長が、年金記録の訂正等を決定するにあたり諮問を行う地方年金記録訂正審議会を地方厚生局に設置することとされたことから、近畿厚生局には「近畿地方年金記録訂正審議会」が設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が、弁護士、社会保険労務士、税理士などの民間有識者から任命した 28 名の委員で構成されており、7 つの部会（委員は 4 名）が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平・公正な判断により答申を行っています。

年金審査課は、近畿地方年金記録訂正審議会を運営し、総会及び部会の開催をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会は、平成 27 年 4 月 24 日に開催されました。

年 度	27 年度
近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況	1 回

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会は、毎月 2 回を基本に開催されました。

年 度	27 年度
近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催状況	147 回

※ 総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しております。